

第14回

民間資金等活用事業推進委員会総合部会

日時：平成19年6月15日（金）

13:00～15:00

場所：中央合同庁舎4号館4階共用第4特別会議室

○山内部会長 それでは、時間でございますので、ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第14回総合部会を開催いたします。

本日はお忙しい中をご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入る前に御報告がございます。それは、まず、お一方は、政策研究大学院大学教授でいらっしゃいます中村玲子専門委員は、研究のために渡米されるということになりまして、今回、委員の職を辞職をしたいという辞職願が出されました。それから、もう一方、神奈川県総務部財産管理課長でいらっしゃいます三島正春専門委員、この方におかれましては、6月1日付の人事異動によりまして、このたびPFIの御担当から離れるという理由で、こちらの方も辞職願が出されました。ということでございまして、昨日付をもちまして御退任されたということをご報告をさせていただきます。したがって、総合部会の委員数が16名ということになりました。

本日の会議ですけれども、16名のうちの9名の方の御出席をいただいております。したがって、定足数の関係から言いますと過半数を超えておりますので、適法に総合部会が成立しているということもあわせて御報告申し上げます。

それでは、早速ですが、議事に入らせていただこうと思っておりますが、本日は、前回に引き続きまして、まず、Value For Moneyのガイドラインの改定という関係のこと、2番目にプロセスのガイドラインの改定ということをご審議いただきたいと思っております。

まず最初に、1番目の議題のValue For Moneyのガイドラインの改定等についてということですが、まず資料の確認をしていただいて、その内容の説明を事務局にお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○事務局 ありがとうございます。内閣府PFI推進室でございます。

まずはじめに、資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をごらんください。

上から順に、1枚目が議事次第の1枚紙、2枚目に座席表、3枚目からが資料1のシリーズがVFMの関係でございますが、資料1-1がVFMガイドラインの一部改定及びその解説(案)、資料1-2が、その見え消し版でございます。資料1-3は、前回の部会の資料と、パブリックコメントの際の新旧対照表の1枚紙、1-4がパブリックコメントの意見等についてというものでございます。

資料2のシリーズが審査方法に関するプロセスガイドラインの関係でございますが、1枚目がガイドラインの改定(案)、資料2-2がその見え消し版、資料2-3が、同じくパブリックコメントと総合部会、前回の部会との新旧対照表、資料2-4がパブリックコメントの意見等について。

資料3が総合評価の方のプロセスガイドラインの改定案でございます。

その次が参考資料でございますが、参考資料1-1がパブリックコメントに募集をした紙と、参考資料1-2としまして、パブリックコメントの趣旨についてという紙がついております。その次が参考資料2でございますが、G専門委員より御意見をいただいておりますので、つけております。その次の参考資料3でございますが、「PFI推進委員会

中間報告」に関する取組状況について」という2枚の紙、その次に平成16年の中間報告の冊子、その後参考資料5として総合部会の委員名簿、その後参考資料6としまして、推進委員会の委員名簿をつけてございます。

過不足等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

VFM評価について

○事務局 それでは、資料の方、お手元でございますでしょうか。もし御確認していただいて、後ほどないようございましたら、事務局の方から欠けているものについてお届け申し上げます。

まず、前回の総合部会以降のパブリックコメント等について、私の方からまず御報告をさせていただきます。

参考資料1-1を御参照いただきたいと思います。前回の総合部会で御報告いたしましたとおり、5月30日から6月12日まで、ほぼ2週間程度、VFMのガイドライン、事業実施プロセスに関するガイドライン、両者につきましてパブリックコメントを行ないました。

前回の総合部会でご議論いただいた際、プロセスに関するガイドラインにつきましても、Value For Money のガイドラインの検討の中で出てきた議論を踏まえて、今回改定をするという考え方に至ったものだという趣旨を明確にするべきではないかといったお話がございました。それを踏まえまして、参考資料1-2というペーパーを作成しております。御参照ください。

また、前回の総合部会でご議論いただいた際、まず、VFMの関係につきましては、選定事業者の収益性の部分につきまして、松本委員から出てきた御意見を踏まえた上で、これにG委員の方から出た御意見等を加えて、そちらに差し替えてパブリックコメントにかけるというお話になったかと存じます。そういった総合部会での御議論を踏まえまして、山内部会長と御相談をして、パブリックコメントにかけた案を資料1-3として整理しております。こちらは総合部会の方に提出した資料と比較ができるように新旧対照の形になっておりますので、御参照ください。

それからまた、プロセスのガイドラインの方につきましては、特に専門性の高い事項についての御議論につきまして、さまざま御議論があったかと存じます。こちらも山内部会長の方で整理をするということで引き取られたということ踏まえまして、後ほど部会長の御指示で資料2-3のように修正して、これもパブリックコメントにかけてございます。こちらにつきましても適宜御参照ください。

それから、パブリックコメントの結果でございますけれども、6月12日に締め切りしました。その結果、VFMにつきましては、6の主体から24件の御意見のご提出をいただきました。事業実施プロセスに関するガイドラインにつきましては、3つの主体の方から6つの意見のご提出をいただいております。お示しをした具体的な公開募集の要領にも書

いてございますけれども、個人情報保護の観点から、どなたが何について言及したかということについては公開はしないという整理になっております。したがって、今回、資料の方でどういった御意見が出たか、私どもの方でどういうふうな反映の仕方をしたかということは整理をさせていただいておりますけれども、具体的な主体のお名前等については書いてございません。御了解をいただきたいと存じます。

それから、本日は、後ほどご説明を申し上げますけれども、前回のご議論、また、パブリックコメントの結果を踏まえまして、それぞれのガイドラインの改定案の修正の事務局案というものを作成しております。こちらについての考え方でございますけれども、まず、前回の総合部会の委員の皆様方からいただいた御意見、それから、総合部会開催以降にG先生の方から御意見をいただきましたけれども、これらにつきましては、事務局といたしましてはすべて反映させていただいたつもりでおります。

それから、パブリックコメントでいただいた意見でございます。こちらにつきましては、まず、事務局の不手際で、明らかな事実誤認というものがございました。こちらにつきましては、いただいた意見をそのまま反映させて直しております。

それから、残りは、総合部会、ワーキンググループ、さらには法律、基本方針で示された方向性と違う方向性のご議論もございました。こういったものにつきましては、残念ながら反映しておりません。その余のものにつきましては、特にワーキンググループ等の議論をさらに詳細に整理をしているようなものにつきましては、反映をさせていただいたところでございます。

それから、G委員そのほかの委員の皆様方から、わかりやすく、そして不用意に英語等は使わないようにといった御指摘もございましたので、そういった観点から、事務局の方で文言上の修正を行っております。

以上でございます。

○事務局 それでは、中身の具体的なお説明をさせていただきます。資料1-2をごらんください。「VFMに関するガイドラインの一部改正及びその解説（案）」でございます。

今、事務局の方から御説明させていただきましたとおり、3つのポイントで直しております。1つ目が、委員の皆様のお指摘の部分、パブリックコメントを反映させた部分、事務的に文章を整理した部分になっております。この順番で御説明いたします。

まず、委員の皆様から御指摘の部分に関してでございます。

G先生の御指摘の資料は、参考資料2の方につけておりますので、適宜御参照いただければと思います。

資料1-2の、G先生の方にも事務局の至らない部分を含めまして詳細に御指摘をいただいているんですけれども、本日は時間の関係もございまして、大きな変更点の部分を中心に御説明させていただきます。

まず、資料1-2の6ページをごらんください。

囲みの中の本文の(10)のところでございます。前回の部会のご議論でもございました

とおり、いきなり各段階で評価するというのはわかりづらいということで、ここをどういう段階で行なうのかを具体的に説明するという趣旨で、「VFMは単に計算すればよいというものではなく、事業の企画、特定事業評価、事業者選定などの確段階において、段階的に試みられることが適切である。またその各段階において、事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものである。」というふうに修正をしております。

次に 11 ページをごらんください。今の部分と関連する部分でございますけれども、囲みの中の(2)の部分でございます。ここも同様に、「VFM評価は事業の企画、特定事業評価、事業者選定の各段階において実践を試み、事業のスキームについて検討を深めつつ、改善を図るべきものである。この意味では、導入可能性調査を実施する段階においてもVFM評価を行なうことが必要である。」というふうに修正しております。

また、(3)の事業者選定時点の話についても御指摘がございまして、「事業者選定時点においても、選定する民間事業者の事業計画についてVFMがあることを確認すると共に、前提条件等のレビューを通じ、考え方の適切さを検証することが適当である。」というふうに、評価する中身を明確にしているというところでございます。

次に 15 ページをごらんください。間接コストに関する部分でございます。

15 ページの解説の一番下のポツのところでございますけれども、間接コストを算定するに当たって、「管理者等の過去の実績や経験等により、可能な限り算出することが望ましい」という記述のより具体的な内容を示すべきだという御指摘で、括弧内に、「計算の実務手法としては、全体の間接費を算出し、活動因子と活動のあり方を定義し、特定の活動に係わる間接費を配賦計算する考え方などがある」というふうに修正をしております。

それから、18 ページをお開きください。LCCの算定方法の部分でございますけれども、一番下の部分で、これは前回御議論いただいた部分でございますけれども、収益性の判断基準であるEIRRとDSCRを分けて議論すべきだというお話でございまして、このように整理すればよいというG先生のペーパーに基づきまして修正をしております。

収益性の判断基準の部分につきましては、「選定事業者の適正な利益や配当は、資本のコスト、案件のリスクを評価し、一定の適切なリターンレベルを設定した上で、これを損益計画及び資金収支計画に反映して算出することが基本となる。」というふうに修正をしております。

19 ページにまいりまして、一方でDSCRについては、安全性の判断基準というふうに整理した方がよいということで、「なお、上記収益性判断基準と共に、事業に融資する融資者の立場から元金返済の安全性を把握する安全性判断基準を並行して考慮することが多い。安全性指標の設定は——ここは事務局のミスプリでございますけれども——リスクの顕現化に伴うキャッシュフローの変動を吸収できるようにするためのものでもあり、これが変わることは損益計画や資金収支計画が大きく変わることを意味するからである。」というふうに修正をしております。

ここは、G先生のペーパーでは、バッファという言葉が使われていたんですけれども、

極力英語をわかりやすく表現するという観点で、前回、松本委員のペーパーにありましたバッファの言いかえの部分をごらんとし、ここに付け加えまして整理させていただいているところがございます。

以上で委員の皆様からの御指摘に関する修正でございます。

次に、パブリックコメントを踏まえた修正ということで、資料1-4をごらんください。これは、先ほど御説明いたしましたように、パブリックコメントで出てきました御意見と、それに対する考え方について事務局の方で整理したものでございます。順番に簡単に御説明いたします。

まず、1番でございますけれども、先ほどの資料1-2とあわせてごらんいただければと思います。資料1-2でいきますと6ページになります。

まず、1つ目の御意見は、「VFMは、当該PFI業務を目的とする公共サービスの必要性に関する行政側としての説明責任を果たすための評価概念・手法であって、コスト評価としての効率性の議論ではない。」という御意見でございますけれども、これは基本方針等にありますように、公共性原則というのは前提としてあるものでございますので、VFMは効率性の議論であるというふうにワーキンググループで御議論いただいておりますので、これはそのような回答ぶりにさせていただいております。

ただし、そのことがわかりづらいという面もあると考えましたので、解説のところに、ガイドライン本文の一(2)、(3)に効率性の議論であるということが示されているということを根拠として明示したところでございます。

ページをめくっていただきまして、2つ目の御意見でございますが、これも今の1番の御意見と同じで、必要性の検証の手法としても用いるべきではないかというお話でございますけれども、今と同じ観点で考え方を整理しております。

3番目でございますが、同じ6ページの本文の(10)に対応する御意見でございますけれども、サービスの質とリスクコストが、今のところ十分に反映できていないので、VFMを一つの参考指標として取り扱うべきではないかという御意見なんですけれども、その点につきましては、質のお話でありますとリスクのお話につきましては、今後の検討課題ということで、参考にさせていただきますという整理にしております。

次に4番目でございますけれども、これも同じ本文の(10)の部分でございますけれども、この御意見は、(10)にあるような記述を追加しただけでは、どのようにVFMを算定すべきなのか、従来と同様にあまりわからないのではないかと御指摘で、以下、イギリスの状況を書かれておるんですけれども、委員会の議論では、先ほど修正しました「事業の企画、特定事業評価、事業者選定などの各段階において、段階的に試みられることが適切である」というふうに修正しておりますので、これである程度対応しているというふうに整理させていただいております。

5番目の御意見でございますが、これは資料1-2の6ページ、本文(11)の部分に対する御意見でございます。VFMの源泉についての分類を示してあることが地方自治体に

とって有益であるという御指摘で、以下、英国の事例等の情報をいただいておりますので、VFMの源泉の詳細につきましては今後の検討課題ということになっておりますので、事例は今後の参考にさせていただきますというふうな整理にしております。

6番目の御意見でございます。同じく(11)の部分に対する御意見でございますが、事業のライフサイクルコストは、サービスの質を具体的な業務モニタリング項目・基準に展開し、初めてリスクコストも含めて算定・算出可能となるものであるもので、今後、モニタリング項目・基準の情報公開による入札書類への組込みと質の改善に取り組むべきだという御意見でございます。

この前段の部分につきましては、現行の(11)の改定案の中でその趣旨は書いておられるかなと考えてございます。また、後段につきましては、VFMと直接関係ない部分でございますので、今後のプロセスに関する議論をするときに参考にいたしますというふうに整理してございます。

次に7番目の御意見でございます。これは同じく6ページの解説の部分に対する御意見でございます。

これは、VFMが効率性の議論であるとする根拠が明白でないという御指摘でございますので、先ほどの回答の1のところにもございましたとおり、ガイドラインの本文の1(2)、(3)にVFMは効率性の議論であるということが示されているということを明示的に解説に記述してはいかかかというふうに考えてございます。

次に8番目の御意見でございます。これも同じく6ページの解説の部分に対する御意見でございますけれども、必要性和効率性の議論の部分で、民間発意事業の取扱いについて触れておるものでございますけれども、それはこことは別途説明した方がいいのではないかという御意見でございますけれども、ワーキンググループの議論では、効率の議論という話の中で出てきたものでございますので、ここでそのまま整理したいという回答案にしてございます。

9番目の御意見でございますが、資料1-2は7ページ目でございます。解説の部分に対する御意見でございますけれども、解説の中で、VFMがどこまで及んでいるかという計測を行うことは極めて困難であると記述している部分に対しまして、現状課税制度に基づく税金については十分把握可能であるので、それを解説に書くべきだという御意見でございますけれども、この部分に関しましては、ワーキンググループでこの記述にするというところで御議論いただいているところでございますので、現行の記述のままにしてはどうかというふうに考えてございます。

ページをめくっていただきまして、意見の10番目でございます。解説の方は同じく7ページの参考の部分に関する御意見でございます。

参考1の海外でのVFMの位置付けの解説の中で、英国では、VFMの考え方は変わってきており、現在では定性的なものも含んだ費用と質の最適な結合から生まれるとの考え

方をとっていると記述していることに対しまして、この御意見では、過去に定量的な支払いのみで見ていたという事実はないのではないかという御指摘でございますけれども、ワーキンググループはイギリスにおける考え方は変化してきているという認識で御議論いただいているところでございますので、現在の記述のままにはいかかかと考えてございます。

11 番目の御意見でございます。解説の方は 10 ページをごらんいただきまして、P F I 事業の種類と V F M 評価の部分に関する御意見でございます。これは特に今回、改定していない部分に対して、ジョイントベンチャーや独立採算型 P F I の場合は、V F M の評価以前に、独立採算業務が成立するか否かの精査が不可欠であるであるという御指摘なんですけれども、ここは今回の対象外という整理にさせていただくことを考えてございます。

12 番目でございますが、解説の方は 11 ページをごらんいただきまして、V F M の評価を行なう時点の部分でございますが、ここは、本文は 6 ページにあわせて修正しておるんですけれども、解説は特に書いていなかったんですけれども、6 ページに書いておるような解説をこの部分でも書いておくべきだという御指摘でございますので、その御指摘を踏まえまして、事後評価と V F M の源泉との関係については 9 ページを参照してくださいというふうに記述を追加してございます。

次に、13 番目の御意見でございますが、解説の方は 13 ページをごらんください。

P S C の算定方法に関する部分でございますが、13 ページの解説の部分の右側の削除の部分に、従来ここに書いてあった記述がありまして、この部分については、P S C の話ではなくて、L C C の話ではないかという御指摘でございます。これは確かに内容はそうになっておりますので、ここは、13 ページにありました記述を 17 ページの L C C の算定の部分に移動いたしました。

それとともに、管理者等が応募者に意図を伝える時点の話といたしまして、従前は「事業者選定時」という記述をしていたんですが、それが若干わかりづらいのではないかという御指摘がございましたので、「入札説明書公表時」というふうに語句を修正してございます。

14 番目の意見も同趣旨の意見でございます。

15 番目の御意見でございますが、解説の方は 17 ページをごらんください。L C C の算定方法の部分でございます。

ここは全体に対する御意見でございますが、3 行目以降にございますように、類似事業からの積み上げによる算出を大原則とすることを明記して、さらに V F M の算出の根拠を公表することを追記すべきだという御意見でございますけれども、ここは今回改定している部分でございませぬので、対象外という整理をいたしておりますとともに、積み上げによることを原則とするべきことについては、解説において記述しているところでございますので、その旨を回答案として作成してございます。

次に 16 番目の御意見でございますが、解説の方は、同じ 17 ページから 19 ページにか

けての部分でございます。

ここにつきましては、もうちょっと記述を詳細か、あるいは適正にすべきだというような御意見でございまして、1つ目は、LCCの算出に当たって、事業会社設立費、各種公租公課、開業準備費用等の開業諸経費というような中身について解説が必要だという御指摘でございましたので、御意見はそれ以下いろいろあるんですけれども、一番上の部分を例示にして、解説の部分に追加してはどうかというふうに考えてございます。

PIRRの部分につきましては、解説の19ページでございますけれども、上から4行目の部分で、「具体的には、フリーキャッシュフローの現在価値総額と投資額の現在価値を比較し」という部分でございます。ここは、当初は「初期投資費」となっておりましたけれども、この投資は事業期間にわたる投資であるので、「初期」というのは要らないのではないかという御意見ですので、そのように修正してございます。

それから、EIRRに関しまして、リターンに相当するものが株主配当等、投資に相当するものが出資等という記述がございましてけれども、ここは株主配当とか出資だけではないのではないかというような御意見なんですけれども、これは等に含まれるというふうに整理させていただこうかと考えてございます。

それから、DSCRに関する部分につきましては、修繕投資を長期修繕計画に基づいて実行する場合は、DSCRのみでは評価できないのではないかという御意見でございまして、それを解説すべきだということでございますので、いただいた解説の案の内容を20ページ一番下の脚注の部分に入れて整理してはどうかというふうに考えてございます。

次、17番目の御意見でございまして、解説は21ページになりますけれども、リスクの定量化に関する部分に関しまして、保険の話解説すべきではないかという御意見があったんですけれども、この部分も今回の意見募集の対象外ということで整理させていただいてございます。

18番目の御意見で、解説の方は24ページになりますが、割引率の話のところ、解説の中に英国のGreen Bookに示されている社会的時間選考率の話を書いておりますけれども、これを紹介するときには、楽観バイアスの話も解説すべきだという御意見でございまして、ここはワーキンググループでもさまざまな考え方が示されているところでございまして、それを両論併記的に示しているところでございまして、これはワーキンググループの結果ということで、原案どおりにさせていただければと考えてございます。

次に19番目の御意見でございまして、解説は同じく24ページでございます。

これは、割引率について、理論とか英国の事例とか紹介されているが、実務ガイドラインとしては、当面の措置であっても一定の見解を示すべきという御意見でございまして、これも同じように、さまざまな御意見が示されておりまして、それを併記しているところでございまして、原案どおりとさせていただきたいと考えてございます。

最後に20番目の御意見でございまして、全体についてでございますけれども、ガイドラインの本文と解説文の整理がわかりづらいということと、解説部分について、真ん中あ

たりにございますように、ガイドラインの規定の内容を補足・解説した部分と、理論や学説の紹介部分が混在していてわかりづらいという御指摘でございますけれども、前段の御指摘につきましては、解説案の一番冒頭の始めの部分に、囲みの中は本文で、改定部分を下線で示していること、これは事務局の不手際で申しわけございませんでしたけれども、これを追加して記述してございます。

後段の部分に関しましては、解説につきましては、議論の収斂の度合いにより、さまざまな考え方を併記している部分がございますけれども、段階的に議論の内容を世の中に示していくという趣旨で今回まとめておりますので、御理解いただきたいというふうにさせていただきます。

VFMに関しましては以上でございます。

○山内部会長 それでは、今御説明いただきましたように、この委員会で御指摘いただいたこと、パブリックコメントの関係の修正とございまして、資料1-2のように直したいということになりますので、これについて御審議願いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○G専門委員 1点だけコメントをさせていただいてよろしいでしょうか。

パブリックコメントの16番ですが、Debt Service Coverage Ratioについて、資料1-2ですと、20ページに注書きとして追加されています。この内容は、ちょっと奇異な感じがいたしますので、ぜひとも金融の専門家である松本専門委員の御意見もお聞きしていただきたいわけです。いわゆる内部留保金、Debt Service Coverage Ratio みたいなものを、内部留保も踏まえてキャッシュフローを考えるとということは、通常、金融機関はこういうことを考えません。全く別なものを比較しているのではないかという気がいたしません。

例えば、これでは特定目的のための内部留保があるから、キャッシュ留保があるから、Debt Service Coverage Ratio が1.0でもいいんだというふうに聞こえるわけです。特定のキャッシュディフェンシーには充当できるかもしれませんが、これをもって Debt Service Coverage Ratio が低くてもいいんだという議論にはならないはずなんです。通常はそう考えるはずなので、ここまで言い切るのはいかがなものかという気がいたします。ぜひとも金融機関の御意見も聞いていただいて、果たしてこの注書きが適切か否かをチェックしてください。私はこれは適切な表現ではないのではないかという気がいたしますが、どうでしょうか。

○山内部会長 松本専門委員にもまた伺いますが、いかがでしょうか。

○事務局 G先生の今の御指摘でございますが、この案文をつくった段階で、松本委員の方には、メールでございますけれども、お送りして御意見を伺っております。ただ、18日までご出張のようございまして、今のところ御返事はいただいております。

事務局として、今回取り入れる形で整理をした趣旨は、これは実は作成されたところが私どものところに来られまして、少し趣旨を敷衍して御説明をされました。先方のおし

やったことは、D S C Rという指標だけで見ますと、それぞれの期間ごとに1.0を下回ってはいけないというふうな話になると。そうすると、大規模修繕等があった段階で、ある特定のタイミングで1.0を割るということがあったときに、それがよくないということになるが、それはむしろおかしいのではないかと。したがって、L L C Rといったような指標も併用して、安全性の評価というものを行なうべきではないかといったような御趣旨でございました。

○G専門委員 いわゆる Debt Service Coverage Ratio というのは、yearly でチェックするとともに、Loan Life 全体と両方でチェックするのです。それとともに、一定時点におけるキャッシュフローの欠落というのは、例えば、限定的なキャッシュ・デフェンシー・サポート等をコベナント（誓約事項）として構築すればカバーもできますし、代替的な対応はいくらでも措置できるわけです。それとの兼ね合いですから、これをもって Debt Service Coverage Ratio は低くてもいいんだという論拠につなげるのはおかしいのではないですかということです。Debt Service Coverage Ratio は1.0 でもいいんだよというふうなことを読者が誤解しうるような表現はいかなものかということがポイントだと思います。

○事務局 先生の趣旨はよくわかりましたので、さらに、松本委員の御意見も伺って、整理をしてみたいと存じます。

○F専門委員 今の点、Gさんがおっしゃる意味は確かにわかりますが、ただ、御意見いただいた方の意見のように、計算上はこういうことで確かにおっしゃるとおりなんです。確かにいろいろな形で積立をされていて。私自身はD S C Rというのは、あまり数値は見えていなくて、キャッシュフローで見えていますので、民間のお考えのように、ケースによって違うと思いますので、確かに瞬間的に1.0を割り込むという話を否定にされると、民間のほうの提案するサイドとして、ケースによっては違うということもあるということであれば、その辺も御斟酌いただいているのではないのでしょうか。

○A委員 私が審査委員をさせていただいているときのも、F先生がおっしゃったように、DSCR が1.0をきることがないことを確認するという審査をやってきております。要は、P F I事業におけるキャッシュフローが上手く回るかどうかで、事業の安定性を見ているのだと思います。しかし、病院P F I案件の対象業務の一つである「調達」の場合、提案書にかくかく云々の方法で業務を行うと記載されていたとしても、実際にその記載どおりに調達ができるかどうかわからないということからその提案を減点したり、場合によってはそれでは実施することが難しいということで、有意な提案がなかったとしたりしております。ですから、説明をもう少し加えていただいたほうが良かろうと思います。

F先生も指摘されていますが、普通の企業では資金繰りで借入れをしますが、S P Cの場合に、運転資金を借入れに依存するとするのは無理でしょう。ただ、資金繰りを内部留保でやりますという提案がされた場合、事業内容如何ではなかなか微妙だろうというのが正直なところです。

○G 専門委員 それはコベナンツをとるとか、そういうことしか方法はないでしょうね。

○A 委員 だから、もうちょっと書けばわかる。これだけだと誤解しやすい。

○D 委員 今の議論となる前提で2つ気をつけていただきたいことがあります。

1つは、御意見の中で、大規模修繕投資とありますけれども、大規模修繕投資と小規模、年々の日常的に行なわれる修繕費用というのは、企業が勝手に決められるものでもないんですね。税務を扱っている方はすぐわかります。むしろこれは公認会計士の御意見もとるべきなんです、大規模修繕投資というのは、要するに投資とみなされるケース。内容と規模、期間によって。ですから、特定の期間をとったときに、それが単に1年だけではなくて長期にわたる場合は、先ほどGさんがおっしゃったように、1年だけで比較するのではなくて、もっと長い期間で賄えるということでございますので、大規模修繕投資とぼつと持ってきて、議論をそこだけで取り上げるというのは非常に危険なことであると。

もう一つは、DSCRの分母と分子でございますけれども、今までの議論を伺っていますと、ただのキャッシュフローが混同する原因になっているのではないかと。DSCRというのは、本来、特定の期間の中で付加価値をベースにして、支払うべき費用の部分に対して、每期、每期、それに対応する収益、収益といっても利益ということではない、その前なんです、基本的には付加価値を生み出している、その範囲で賄い切れるかということをおっしゃっている、当初、資本金で払い込まれたキャッシュでとりあえず賄えればいいんだということとは全く別次元の話なんです。確かに一時的に食い違いが起きて、1.0を下回るといふのは、あるいは現実問題としてあるのかもしれませんが、本来事業を行なっていく以上は、対応する期間での派生する費用としての、要するに金利あるいは調達のコストが賄えなければ、これは健全とは言えないと、そういう判断のためのものなんです。

一方、キャッシュフローというのは、現実にキャッシュフローがなければ、破産する前に破綻してしまいますから、重みが違うということでございます。私も元金融機関に勤めていた人間としまして、1.0でなければ絶対にいけないというのとはちょっと違って、事業の健全性を見るための指標でございますので、その辺の違いというのを認識した上で、今のところは詰める必要があると思います。

以上です。

○山内部会長 この件でほかに御意見はありませんか。

今、皆さんがおっしゃったのは、それほど大きな食い違いはなくて、1.0が絶対ではないというようなイメージではあるんですけども、どっちの方向から見るかということだと思っと思います。説明を加えるという必要はあるんですけども、ちゃんと書き出すと長くなってしまうという感じもいたしますよね。ですから、例えばここで注であることで理解できるかどうかというのは、もう一度松本さんとも確認していただいて、今の御意見を踏まえた上で、まとめるということにさせていただこうかと思いますが、それでよろしいですか。

ありがとうございます。そのほかにかがででしょうか。

○A委員 これはGさんに質問させて頂いた方がよいと思います。細かいことなのですが、VFMの計算の時点について、7ページの(2)の2行目のところでは、「事業の企画、特定事業評価、事業者選定など」とされていますが、11ページのかこみの箱の中では「など」とはされておられないんです。VFMの計算時期について、私はこの3時点でいいんじゃないかと思うけれども、如何でしょうか。因みに、こちらに「など」と入れると、事業開始後にVFMが実現しているかどうかという議論になってくるのです。そもそもVFMの算定は公共事業の実施手法の選定方法ですから、事業開始時前までに行うべきものと考えられます。加えて、VFMの算定は一定の予測のもとにすべて出しているわけで、予測どおりに実際に事業が開始されたときに動くわけではなくて、事業開始後に予想されたVFMが出てこないこともありうるわけです。現在、地方自治体では、そのところで議論が非常に混乱しております。こうした点を踏まえて、「など」を加えるとされた趣旨を伺わせてくださいませでしょうか。

○G専門委員 これは「など」は消した方がいいですね。明らかに3つの明確な視点でやった方がいい。なぜか入ってしまったんでしょうか。後ろの方が正しいと思います。A先生に賛成いたします。

○D委員 各段階のある意味で質的な違いというのははっきりしてしまっていて、これはおっしゃるとおりだと。ただ、現実に見てみますと、事業の企画段階で1回にとどまらないということなんですね。つまり、一番最初やって、パブリックコメントをやった、いろいろ出てきて、また変える。しかし、トータルで見ると、そこは企画の段階なんですね。そういう意味での回数というのとちょっと違って、段階と現実の計算なり試算が行なわれる回数というのは別のことなので、「など」が使われたのかなというふうに思います。

○山内部長 いずれにしても、明確化するためには「など」を取った方がよいということですね。さっきの実施段階、実際に始まってからというのは、別のところでちょっとコメントがありまして、そういうことも検討する価値もあるかもしれないぐらいの表現にしたと思いましたが、ということで、「など」は取った方がいいと。

そのほかにかがでしよう。

○H専門委員 パブリックコメントの10に相当する、7ページの囲みの中の最初の「英国では」というところの記述なんですが、これはよく読んでみたら、御指摘のとおり、ちょっとおかしいなという気がするんですね。「バリューが支払いのみで見るべきものでなく」という、そうなんですけれども、ここで言っているのは、いわゆるベストバリューの話をしているんだと思うんですが、ここで一言「総合的に見て、ベストバリューという考え方があがる」とかという形の言葉にした方がわかりやすくなるのかなというふうに思いました。「バリューを費用のみで見るのではなく」という表現が、確かに御指摘のとおり混乱するのかなというふうに思います。

○G専門委員 多分7ページ目の括弧は、2006年の英国政府の報告書からとっているの

ではないかと思えます。ですけれども、この和文が正しいか否かというのは確かにチェックした方がいいと思えますが、表現の問題だと思えます。「のみ」とか、そういう断定的な表現では確かにないはずで、ウエイトの問題だと思えます。明らかに 2006 年の英国政府の報告書においては、今まで定量的なものにあまりに重きを置き過ぎたので、その反省として定性的なものも重視する考えをとるという表現があることは間違いありません。表現の仕方をチェックした上で工夫した方がいいのかもしれない。

○H 専門委員 Value For Money をそういうふうに定義しているというふうには書いてあるのでしょうか。

○G 専門委員 ええ。それは、Value For Money をこういうふうにしたいという意思が 2006 年の報告書に書いてあります。

○事務局 G 先生が今おっしゃった 2006 年の報告書というのは、HM Treasury の報告書ですか。

○G 専門委員 そうです。

○事務局 どういたしましょうか。今の G 先生の御意見は、断定的に書くということではなく、方向性の議論なので、そういったニュアンスに表現を変えるべきだというふうに理解をいたしました。H 先生の御意見もそれで吸収できるのでしょうか。

○H 専門委員 基本的には、この表現で読めば誤解が出てくるだろうなということですので、表現がもう少し丁寧になればいいのだと思えます。

○山内部長 では、確認をした上で、G 先生の御指摘も踏まえて、そのところを若干修正すると。

そのほかにかがでしよう。

○F 専門委員 パブリックコメントの最後の方でプレゼントバリューの話が出てきていますが、改めて 25 ページを読むと、大分御苦労しておられるんですけれども、パブリックコメントの中で、要するに決めてくれという話もあるんですよね。それについてはいろいろ議論したあげく、こういう形ということですね。

ただ、文脈がよくわからなくて、いろいろ書いたあげく、割引率はこれを適切に理解したうえで、これらを踏まえて当該事業に最も相応しい率を適用すべきものと考えられる、一応こういう形になっているので、多分読む方からすると、要するにどういうことだという話があるわけですね。

それで、正直なところ、これはどの辺まで公表するかは別として、我々としてはある面と言うと継続審議的なところがあるわけですね。ただ、この中で私は前から申し上げているんですけれども、これらを踏まえてということに、PSCとかPFI-LCCのそちらの方の計算またはリスクの解消ということを勘案しながら割引率を採用すべきだと私は思うんですよね。これらを踏まえてということなんですけれども、もう少しサービスする意味で、PSCとかPFI-LCCの計算方法を合わせ、それと整合性をとる形で当該事業に相応しいとか、何か一つそういうのを入れていただいた方がいいかなと思えますが。

- 山内部会長 具体的には、最後のポツのところで、「これらを踏まえて」のところを、P S CやL C Cの計算方法に……。
- F 専門委員 計算内容やリスクの状況等に応じて最も相応しいものを、何かそういう形を、少し頭を出しておいていただいた方がいいかなという気がいたします。
- 山内部会長 なるほど。
- F 専門委員 私自身は、かなり運営部分が多いP F Iの場合には、経済的割引みたいな形の方が強くて、運営部分が少なくて施設整備的なものでリスクも全部解消されて、あとはとにかく事業として安全確実なものの場合には……。
- 山内部会長 社会的割引率的に？
- F 専門委員 それはリスクフリーレートでいいと私は思っていますね。
- 山内部会長 御趣旨はわかりました。そういう考え方もあるけれども、要するに、逆に混乱しないかというそこだけなんですけれども。いかがですか、ほかの方。
- 事務局 事務局としては、そういう先生方の御意見であれば、そういうふうに直しますけれども、ただ、今のF先生のお話は、恐らく事業の性格によって、明らかに割引率が異なったものを適用すべきだということを、今回間違いなく情報発信してしまうことになろうかと存じます。そこがこの総合部会でそういうことだということで御了解であるのであれば、よろしいのではないかと存じます。
- 山内部会長 ある意味では、これまでやってきた議論の言い分から、ちょっとここを変えるということなんでしょうけれども、いかがですか、ほかの方、御意見は。
- 例えば、イギリスでという話もあって、イギリスの場合には決めてしまっていると。社会的割引率的になっているということが一方であるんですね。それから、事業ごとにリスクを考えてというのが随分議論してきたことで、それも考え方としてあり得るということだと思いますけれども。
- F 専門委員 よけいなものをつけ加えると混乱するのであれば、さらっとこのままでもいいです。部会の議論としてそういう形を少しこれから。
- D 委員 これは前からいろいろな意見があって、私の意見も皆さんとは違う部分もあるのかもしれませんが、公共の行う事業を考えたときに、金利、あるいは割引率というものを考える局面というのは、私なりにわかりやすく言いますと、要するにTバーなんですね。複式簿記的に考えて。左側と右側でそれぞれある。すべての要素が共通になれば、同じ利率を用いて比較ができるのだらうと。現実には、構造的にも違うし、要素も別に共通の認識が得られているわけではない。そういうふうに考えますと、今の段階で言いますと、前にもちょっと申し上げましたが、そのある事業を公共側の部門で選択するかどうか。つまり、効果、あるいは必要性というふうに考えた場合に、そちらの方で用いる部分と、一旦やろうと思ってコストで考えた分と、かなり違っているんですね。今、必要性とか効果をどのように見るかという場合の議論というのは、我々のこの席で行なっていない。これはなかなか難しい部分。だから、そのところは誤解を避けた方がいいというのが私の意見

です。

といいますのは、コストの方で社会的割引率と経済的あるいは市場の利率を比較してしまおうという方法もあるかもしれませんが、それぞれ別々にするということもあるわけです。だから、引き算で差額で考えるということもありますけれども、両方両建てすることだってあるわけですから、そういう計算上の違いだってあり得るので、今ここでそこまで立ち入るような結論を出すというのは、そもそも難しいといいますか、さらにそれを触れてしまいますと混同してしまいまして、現実の事業を行なっていくときのAがいいかBがいいかという比較をする場合の議論に決してプラスにはならないと思います。

○山内部会長 結論的にこういう表現にとどめておいてよろしいですか。

○D委員 と思いますね。認識はしているという意見はいいけれども、どうすべきとか、あまり具体的に言ってしまうと問題が起きると。

○山内部会長 ということでよろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

○E専門委員 2つあるんですが、1つはパブリックコメントの7番のところで、効率性と公平性ということに関してコメントされているところが御意見としてあるんですね。それが効率性と必要性という議論のところではされていて、ちょっとずれた質問になっていると言えなくもないんですが、経済学の見方として、こういう視点を強調したくなるというのは、何となく同感の部分もありまして、公平性の問題についてある程度脚注とかで触れるというようなことは考えられないのかなということなんです。

1つは、効率性といっても、多分この本文は、経済学の教科書に出てくる効率性とちょっと違って、少し狭い意味で使われていると思うんですね。むしろ、経済学の教科書的に言うと、必要性とか公共性という方がむしろ経済学の教科書的な効率性に近いというか、ただ、経済学の中でも効率性は狭い意味でも広い意味でも使っているので、注意深く読めば、わかると言えばわかるんですが、それに関連して、公平性の観点というのがVFMを考える、PFIの問題を考えるときに、全く重要でないということではもちろんないので、例えば公平性を高めるような事業であれば、その分、VFMにプラスアルファがあるという、例えばそういう考え方もあり得るわけで、その辺を少し触れてあげるといっても、誤解を生まないという意味も含めて、ここでの議論は効率性を狭い意味で考えているということに注意を喚起する意味でも考えられないかなということなんです。

もう一つ、見え消しの資料1-2の9ページなんですけれども、2行目のところに、財政支出の期待値の低減のみならず、財政支出額の分散が小さくなる、という記述があるんですが、この財政支出額という場合は、例えば、地方政府なら地方政府の財政支出全体という意味で使われているのか、個別事業ごとの財政支出の毎年の時系列的なそれを指しているのかというので、多分財政支出全体だと思うんですが、この点は、文脈から誤解の余地はないのか、もし誤解の余地があるとすれば、少し注をつけるということも考えられるのかなと思いますけれども。

○山内部会長 後者のところは、H先生の御指摘になっていたけれども、ここで言っている財政支出というのは。

○H専門委員 これは、どちらであったとしても、プロジェクトのライフサイクルコストの現在価値になると思いますけれども。

○E専門委員 分散の方ですか。

○H専門委員 それも同じく。特定の事業におけるリスクが発生した場合を想定して、当然、支出というのは確率分布するわけですね。その分散が小さくなって、支出額が著しく大きくならないというような位置づけで評価するというのが、一つの見方としてというか、かなり重要な視点としてとらえられているという認識です。

○E専門委員 私の質問の仕方が違ったかもしれませんが、毎年度財政支出が生じますよね。例えば、2年間にわたって財政支出が生じるときに、1年度に集中しないで、2年間平均して財政支出するという……。

○H専門委員 平準化効果みたいな話とは全く違うと思いますけれども。

○E専門委員 ですから、そちらではないということは、文脈から明らかと言えども明らかなんですが、例えば、期待値を下げるばかりでなく、毎年、毎年の財政支出を平準化させるというふうにとられると、ここは全然違った意味になってしまうわけですが、あまり文脈に慣れていない方はそういう理解をする可能性がないでしょうかという質問です。

○H専門委員 文章を直した方がいいですね。

○山内部会長 ちょっと工夫して。

前半の話は結構難しく、要するに配分効率みたいなことで効率という言葉を使っていないですね。どっちかというとおっしゃるように狭い意味で、資源配分上の効率というよりも、企業は能率とかという言葉を使う。あれで、ここで効率というのが。だから、エコノミストが使う言葉の効率とちょっと違うんですね。おっしゃる意味で言うと、もうちょっとここで書いてあるように、必要性の議論までいったところの方が、経済学的に言う効率性に合うんですけども、基本方針のときからこういう書き方をしているので、多分それに従っておいた方が誤解がないというふうに思います。

○E専門委員 私のポイントは、この文脈は全部それで一貫しているので問題ないんですが、この文章を見て、効率というので公平性はなぜ出てこないだろうと反論される気持ちがおそらくわかるので、その辺の公平性の議論をどこかで、ここではあえて触れないようにしているという注をつけておいていただくと、そういう誤読がなくなるのではないかなということです。

○山内部会長 それで、公平性なんですけれども、指摘の7番で言っている公平性というのは、要するに、競争事業者間の公平性みたいなことですね。もう一方で、通常は効率性と公平性と言った場合には、分配上の公平性みたいなことを我々は想起するんですけども、それでF先生がおっしゃったのは、その意味では納得的なんですけれども、ここで言っているのはどうも競争上の公平ということなので、ちょっと意味が違うんですね。おっ

しゃるようなことで、効率性があるなら公平性をどう考えるかということをごどこかで書かなければいけないんだけど、多分この議論が出てきたのは、今回の Value For Money の改定に当たって、Value For Money の目的は効率性の議論だということを明確に最初に書いてあるんですね。だからこういうのが出てきたわけですけども、それはもともと基本方針の中にいろいろ書いてあることなので、その辺で読んでもらうしかないのではないかとこのように思っています。ということで御理解いただければと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

○H専門委員 15 ページの下の方に赤字で加わったところで、これは、コスト分析ではこういう言葉を使っているのかもわからないですけども、いきなり「活動因子と活動のあり方を定義し、配賦計算する考え方」という表現が、補足説明としてわかりにくいのではないかなど。内容は大体わかりますけれども、もう少し文章をわかりやすく書いていただいた方がいいかなど。これは印象ですけども。

○山内部会長 事務局と話し合っ、ABC会計の内容が書かれていたんですけども、逆に言うと、ABC会計のようにと書いてしまった方がわかりやすいかもしれませんね。

○H専門委員 そのとおり。

○事務局 そのように直します。

○山内部会長 そのほかいかがでしょうか。

○B委員 私、中身はほとんどわかっていないんですが、文章的にちょっと気になったことで、6 ページの枠の中の(10)。ここはさっきも問題になっているところですが、「VFMは単に計算すればよいというものではなく」云々といって「各段階において段階的に試みられる」。文章がこれでいいのかどうかというのがちょっと気になりまして、それは、要するに、VFM評価とか、あるいは段階的に評価が試みられるとか、いずれかにすべきものではないかという直感的な印象を持ったんです。それは、後ろの方の、先ほど問題になりました 11 ページのところの表現、検討を深めつつということとの比較でそう思ったんですが、私の理解が間違っているかもしれません。最初のところは確かにVFMとは何かを議論しております。

○山内部会長 どちらかという、なぜこれが入ってきたかという、事業の企画とか、特定事業評価、事業選定を各段階でやるのが大事なんだというところを強調するために(10)があるわけなんですね。その意味では、Value For Money は単に計算すればよくということと、改善を図るべきものであるということが結びついてしまうんですけども、Value For Money を総合的に言っているのではなくて、各段階でやるということと、それぞれの段階に合わせて、その内容を検討すべきだということなものですから、こういう文章になっているということだと思っんですね。

ですから、総合的な注として言っているのではなく、もうちょっと特定して言っているつもりなんですけれども、おっしゃるように、読んだときにはそういうふうにとられてしまう可能性はあるということですね。

○B委員 解説の7ページでは大丈夫だと思うんですね。(2)の下の方、これはこれで問題ない。

○山内部会長 なるほど。

○F専門委員 確かにおっしゃるように、「各段階において、段階的に試みられる」というのはちょっと不十分な感じがするので、各段階において、そのときの状況を踏まえてといますか、そのときの状況だから、それぞれの段階によっていろいろな条件が違ってきているわけですね。確度とか。だから、そのときの状況を適切に反映してとか、後の方の段階的にというのはそういう意味なんですね。

○山内部会長 そうすると、この文章で言うと、各段階においてスキーム云々で改善を図るべき、要するに改善を図るときに、F先生がおっしゃったような状況を踏まえて、適当なかかわり方をするとか、そういうようなことも入ってくるとわかりますね。そここのところを補足をさせていただきたいと思います。

そのほかにいかがでしょうか。

○D委員 おっしゃるとおりなんですけれども、この表現が加えられたというのは、単純にそろばんで計算するとか電卓で計算するというだけではなくて、だんだん話を詰めていくと、プロセスそのものも改善されていくであろうというところをきっちり詰めてながらということなんですね。その目的が認識されない方が読んでしまうと、ここのところは間違えるかもしれないので、ちょっと触れられたらいいと思います。

○山内部会長 その辺、言葉を補うといいですね。

○事務局 ガイドラインの本文の表現を少し工夫をするということですね。

○D委員 はい。

○山内部会長 そのほかにいかがしょう。

大体よろしゅうございましょうか。パブリックコメントにかけて、また今日御意見を伺いまして、基本的にそれほど大きな修正はないかと思えますけれども、先ほどの Debt Service Coverage Ratio のところとか、幾つか確認をした上で修正すべき点があります。これについては、御意見を踏まえた上で修正をして、29日の委員会に報告したいというふうに思っています。私の方に御一任をいただくということでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、そういうことで、続いて、プロセスの方のガイドラインについて御説明いただいて、これも御審議願いたいと思います。よろしく願いいたします。

プロセスガイドラインの一部改定について

○事務局 それでは御説明させていただきます。

プロセスのガイドラインの関係でございますが、前回の部会でも御審議いただきましたけれども、審査方法に関するもの、総合評価に関するものと2点でございます。

まず、審査方法の関係でございますが、資料2-1から2-4が相当いたします。これ

につきましては、前回御意見をいただいたものを反映させたものをパブリックコメントにかけてございます。

まず、資料2-3をごらんいただきたいんですが、②のオのところでございます。「審査委員会で審査する事項のうち専門性の高いものについては、当該事項の専門性を踏まえた審査委員を選定し、専門分野ごとに審査を行うこと」というのが前回提示させていただいた案ですが、ここについて御審議いただきましたので、それを踏まえまして、山内部長と御相談の上、右側の下線部のところでございますが、「専門分野ごとに審査を行う等、事業の規模等に応じ、当該事項の専門性にふさわしい審査のプロセスを確保すること」というふうな修正を加えた上でパブリックコメントを出させていただいております。

そのパブリックコメントで出された意見でございますけれども、先ほど事務局の方から御紹介させていただきましたとおり、3主体から計6件の御意見をいただいておりますのが、お手元の資料2-4でございます。資料2-4につきまして御説明をさせていただきます。

まず、左端にそれぞれ意見の番号をつけてございますけれども、まず1番目の意見でございますが、これは、プロセスのガイドラインにつきまして、「本申し合わせ」とありますけれども、これは、昨年11月に段階的事業者選定と対話方式等を内容とします関係省庁連絡会議幹事会の申し合わせを行っておりますけれども、その本申し合わせ内容を反映させまして、申し合わせとガイドライン改定の内容との整合性を図ることが適当であるという御意見でございますが、これは今回のパブリックコメントの対象外でございますので、対象外という整理をさせていただいております。

次に、意見の2番目から5番目でございますけれども、ここは前回提示をさせていただいた案で言いますと、ウのところ、「審査委員会の審査の効率性や実効性を確保するため、提案内容の要約版を応募者に提示させる等の工夫を行うこと」と前回提示いたしました、要約版についての御意見が2番から5番のところでございます。

具体的に申しますと、例えば2番では、別途提案書の概要版を作成させることは、応募負担をさらに増大させるものであるとか、あるいは提案書本文自体の審査がおろそかになされることが懸念されるということ、意見の3番目も大体同じような内容でございます。

4番目の意見では、提案書自体の全体ボリュームを小さくする等の工夫を行うべきであると考えられるということですか、あるいは意見の5番目ですと、要約版での審査では、事業者の本質的な提案内容が伝わるのか疑問であるですか、あるいはその位置づけとして、例えば専門外の審査員が全体を把握するためのものと明確にすべきと考えますというような御意見をいただいております。

この意見の2番から5番につきましては、御指摘を踏まえまして、事務局としましては、以下のとおり追記をしたいと考えております。

意見の2番で申し上げますと、右のところでございますが、前回提示したものに加えまして、「なお、要約版を応募者に提示させる場合は、その負担に配慮するとともに、その

位置づけを明確にすること」というような追記をしたいと考えてございます。

意見の4番でございませけれども、要約版のほかにも、後段のところでございますが、意見の4番では、全審査委員が提案内容を詳細に把握できるように、ヒアリングの時間を十分にとる等の対応をすべきであるという御意見をいただいておりますけれども、これは、前回の当方から提示させた案でございますと、カの部分でございますが、「審査委員会への審査に当たっては、十分な時間的余裕をもって審査できるよう配慮すること」というふうに案文で書かせていただいておりますので、こちらをもって対応させていただくという整理をさせていただきたいと思っております。

意見の6番目でございますが、これは前回の部会でも御議論をいただいたところでございますが、御意見では、「専門家が1名の場合には、その委員の意見にのみ評価が委ねられ、多角的な視点による議論や評価がなされず、さらには客観性にも影響が生じる懸念がある」ということで、複数の委員を選定し、審査を行うことにさせていただきたいという御意見でございますけれども、これは前回の部会でも御議論いただきましたとおり、審査事項の分野、事業の規模等により、必ずしも複数の委員が必要かどうかというのは一概に言えないということございましたので、そういった御議論を踏まえまして、原文どおりとさせていただきたいと考えてございます。

パブリックコメントの意見につきましては以上でございますので、したがいまして、ガイドラインの改定の中身としましては、前回の部会で提示させていただいたものからの変更点としましては、まず、ウのところ、要約版につきましては、「なお、要約版を応募者に提示させる場合は、その負担に配慮するとともに、その位置づけを明確にすること。」ということを追加したこと、それと、オのところにつきましては、「前回の御議論を踏まえまして、専門分野ごとに審査を行う等、事業の規模等に応じ、当該事項の専門性にふさわしい審査のプロセスを確保すること。」というふうに改めさせていただいた、その2点が前回提示した案からの修正点でございます。

審査方法に関しましては以上でございます。

それと、資料の3をごらんいただきますと、総合評価の方でございますけれども、こちらにつきましては、パブリックコメントでは特に御意見はいただきませんでしたので、これは前回の部会で提示させていただいたものと全く同じでございますが、基本的には平成17年の法改正におきまして、事業者選定においては総合評価方式を原則とするという改正を行っていただきましたので、その条文に沿った形でガイドラインを改定するというところでございますので、中身につきましては省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

お聞きのように、プロセスの方は、②のウについての御意見があつて、そこを改正したということでございます。

これについて、何か御意見あるいは御質問等ございましたら。

要約版を出せといったら、それではまた大変だから、位置づけをはっきりしろと、費用負担にならないようにしてくれという御意見だったということですね。

○F 専門委員 要約版というのは何でしたっけ。

○A 委員 F 先生が審査委員をなさっておられるときに、分厚い設計図書と仕様書を見せられて、そこに意味のある提案があるかどうかを全部検討していただくというのは実際上極めて難しいというのはよく承知しております。実際に事務局側で審査の準備をするときに、民間事業者の提案の趣旨がなにごとで、どこに提案の「売り」があるのかということを確認に理解することが非常に重要な問題、課題だと、常々感じております。審査の方法にはいろいろなやり方がある、事務局の方で応募者の提案を取りまとめて、それぞれの提案趣旨、概要等を委員の先生方にご説明申し上げる場合もありますが、事務局による取りまとめでは、事務局の偏見が入るから、それはどうかということが指摘されることもあり、その場合には、事務局で応募者の提案書をもとにして、必要な箇所を切り貼りをして、提案概要書を作成することもあります。以前の部会の席だったと思いますが、土屋さんのおいでになったときに、民間事業者が提案概要書を作成することはどうなんですかと伺ったところ、事務局で作成するとすると、事務局が提案内容を誤解して要約版を作成することがありうるが、そうであれば自分たちで要約版をつくった方がそういう意味でのリスクはないし、さして追加のコストがかかるものでもないという趣旨の発言をなさったと記憶しております。もしそうであれば、民間事業者による要約版の作成はいかがですか、ということをお願いしていたのです。

○G 専門委員 これは、私はエグゼクティブサマリーだと思いますし、これで結構だと思いますよ。このコメントも全く問題にしませんけれども、負担がかかる、追加的なコストがかかるというのは、本論を逸脱したような御議論で、提案の全容を簡略に把握し、そのポイントは何かというのはつくった人が一番よくわかるはずですよ。また、それをセールスポイントとして正確にまとめることができないような事業者は、正直言って能力がないと思いますね。

○D 委員 おっしゃるとおりでございますし、第三者が勝手にゆがめてやるよりは、本人が書いた方がよっぽどいいというのはおっしゃるとおりですし、説得したいという意思があれば、この間もゼネコンを代表される方が、そんなに難しいことではないという御認識もある。これはこれでよろしい。

ただ、1つ書くときに気をつけていただきたいのは、これが多段階選抜の最初の要点をやるところの部分であるんだというふうな受け取られないようにしてほしいなど。これは全く別の議論でございますので、だんだん詰めていくというのは方法論としてあるのだらうと思いますけれども、そういうための要約版ということではないんだということをはっきり認識した上での表現にしていきたいと思っております。

○F 専門委員 私もその誤解があったので、先ほど何でしょうかと申し上げたので。何かちょっと唐突なんですね。これは改定案として出されて、審査委員会の効率性を確保す

るための要約版を応募者に提示させる等の工夫を行うこと。ちょっと唐突な感じはしますね。わかりました。とにかく全体の提案のエグゼクティブサマリーを出せということの工夫をさせる。正直言って、私は提案する方の立場からすると、よりよく理解していただくために、そんなことを言われなくたって、一番よくわかっていただくエグゼクティブサマリーを通常はつくりますけどね。

これはどうも民間事業者の方に聞くと、社内の体制、グループの体制のやり方によるみたいで、全体のサマリーがまずあって、それからずっと落としていくやり方の場合にはつくりやすいんですね。でも、あっちこっちばらばら作業を分担して、それで上がっていくと、サマリーがつくりにくい。どうも応募する方の作業の仕方のプロセスにもよるみたいですね。

○山内部会長 であつたら、よけいつくった方がいいですね。よくヒアリングなんかすると、いかにもこれは話し合いが不足しているなというケースがあつたりしますよね。

ただ、ここで恐らく今回のコメントで出てきた重要な点は、位置づけを明確にする一言は入れておいた方がいいと思います。それは、この要約というのはどういうもの、審査はちゃんとした提案書でやるわけだからということが基本ですし、先ほど御指摘のあつた、多段階選抜の場合のサマリーとちょっと違うんだというようなこともきちっとしなければいけないし、そういう意味では、そっちの方が。単に配慮するというのは、これはそういう御指摘があつたので入れたということだと思います。

F委員おっしゃるように、これがウという項目で、ア、イ、ウで入ってくると、ちょっと唐突かなと思わないこともないですね。もうちょっと本質的な、例えば、審査委員会は、専門性の高いものについてはという西野先生の遺言的なものの方が重要度としては高いかなという気もするんですね。だから、順番を考えるとという手もあるかなとは思っています。その辺を工夫させていただいて、よりよい方向で。もし今御提案があれば伺います。

○事務局 それでは、今の山内部会長のお話を踏まえて考えますと、カの項目で「審査委員会での審査に当たっては、十分な時間的余裕を持って審査できるよう配慮すること。」という項目がございます。これは要は、非常に大部なものを短い時間の中で審査委員の皆様方に審査をしていただく、そういったことを考えて、より適切に、より効率的に審査が行われるようにという趣旨から入れておるものがございます。

先ほど、多段階審査等との絡みで、ウの表現が誤解を招くという御指摘があつたわけですが、それはそのとおりでございますが、ウの趣旨は、本来、今申し上げたカの趣旨とほとんど同じ。その一つのバリエーションなんですね。どういうふうな形でやるかというところがございますので、もし山内部会長の趣旨が、順番を変えることによって、そこら辺の趣旨を明確にすべきだということであれば、D先生やF先生がおっしゃっているようなお話にもうまく整合性がとれるので、そういった方向で工夫をさせていただければと思いますが、いかがでございましょうか。

○D委員 私の方はそんなに重要な指摘じゃない。例えば、ウのところ「確保するた

め」とありますね。それは「必要に応じて」とか「審議に資するため」とか、こういう趣旨が入っていればいいんだろうと思います。

○G専門委員 今は審査委員会を設ける点の留意点なわけですから、一方、事業者に対して要求する項目なので、項目を別にして3にして、今、F先生がおっしゃった注意書きとともに別の観点から同じことを書けば、もう少し誤解がなくなるのではないのでしょうか。

○山内部会長 それも含めて工夫しますか。趣旨内容については御理解いただいていると思いますので、誤解のないような形の並べ替えか、あるいは項目の立て方か、考えさせていただきます。ということでよろしゅうございますか。

それではほかに何か。

Fさん、これも御趣旨を踏まえまして29日までに修正いたしまして、原案という形で提出させていただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

その他

○山内部会長 さて、それで、今日の御審議願う事項は大体こういう内容なんですけど、その他ということで、今後の審議に関して、皆さんにいろいろ御意見を伺おうかなというふうに思っていて、一昨年にPFI法が改正されて、附則の第2条で、政府は少なくとも3年ごとにこの法律に基づく特定事業の実施状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものと、こういうふうになっているわけですね。したがって、今後、総合部会で審議をする、それについて29日は委員会をやりましても、委員会での決定を経た後に、11月ぐらいをめど、11月というのは、この委員の改選期になるんですね。委員の方は2年ごとですから。これのめどとして、総合部会でPFIの諸課題について幅広く議論して、それを取りまとめるということが必要かというふうに考えています。こういう進め方について、皆さんの意見をとりあえず今日伺いたいというふうに思っています。

それで、正式には29日の委員会でまたそれを御議論いただいて、こうするというこの方向性を決めていただけたらと思うんですが、平成16年に推進委員会で取りまとめたPFI推進委員会の中間報告というのがございまして、これでこんなような課題があるということが出されて、その後、何をやってきたかということについて、事務局で取りまとめてもらっていますので、まずそれを簡単に御説明いただいた上、11月ぐらいまで何をするかという議論を皆さんにお願いしたいと思います。その辺の御説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、参考資料3に中間報告に関する取組状況についてという紙と、その下に平成16年の中間報告、本体の冊子がつけられてございますので、そちらをごらんください。

まず、取組状況についての2枚紙でございますけれども、枠の一番左から中間報告本体のページ番号と「PFIの重点課題とその対応」とありますのは、その本文の抜粋でござ

います。それと、「現在までの内閣府等の取組状況」ということで、中間報告以降に取り組んできたものを整理させていただいています。

簡単に御紹介をさせていただきますと、まず、本文 11 ページのところでございますけれども、こちらについては、政府は、今後も P F I の実施状況について引き続き検討を加え、その結果に基づき必要な措置を講ずる必要があるということでございますので、昨年の総合部会で報告をさせていただきましたが、公共施設等の管理者等へのアンケート結果というものでニーズの把握をしているというものでございます。

それと、12 ページのところでは、「官民間の適切な責任・リスク分担の実現」というところで、リスク分担と事業契約及び直接契約上の基本的な論点、特に融資金融機関等によるステップイン手続きについて新たに調査・検討を行うべきであるという御指摘がございましたので、これにつきましても昨年の総合部会で御報告をさせていただいておりますが、P F I 事業における金融に関する調査についてということで、現状の課題と整理をさせていただいたものでございます。

それと 13 ページ目のところでございますが、同じく「官民間の適切な責任・リスク分担の実現」のところでは、「内閣府をはじめとした政府は、適正な手続きの担保など国有財産の管理の観点等も踏まえつつ、行政財産である土地の貸付けを、公共施設等の管理者等が適切と認める者に対しても認め、民間収益施設を選定事業者以外の者に譲渡することが可能となるよう P F I 法を改正することについて、積極的に検討すべきである。」とございます。

こちらにつきましては、ご案内のとおり、平成 17 年に P F I 法の改正を議員立法により行っていただきました。その次のページでございますが、冊子の 17 ページに相当するところですが、「事業者選定の在り方の検討」というところで、「政府においては、P F I 事業にかかる民間事業者の選定及び協定締結手続きの実態調査と必要な措置についての検討が行われるとともに、P F I 法附則第三条に基づき、公共施設等に係る入札制度の改善の検討を踏まえつつ、公共施設等の管理者等にとって最も望ましい事業運営を行う事業者選定のあり方について継続的に検討を加えられる必要がある。」という御指摘がございました。

これにつきましては、昨年 11 月に「P F I における今後の入札契約制度の在り方に関する調査」を公表したほかに、同じく 11 月に P F I の関係省庁連絡会議幹事会申合せという形でまとめさせていただいております。

その次に冊子の 18 ページに相当する部分、「V F M 評価の客観性・信頼性の向上」のところでございますが、こちらについては、政府については、漸次、V F M 評価の客観性及び信頼性を高めていくため、P S C、割引率等の考え方についての研究とその考え方に基づく実務的な算定のあり方について、ガイドラインの改定も視野に入れ、引き続き理論的かつ実証的な検討を行う必要がある。」という御指摘がございました。

これは、これまで御審議いただいたとおりでございますが、取組状況としましては、昨

年に「VFMガイドラインに関するフォローアップ調査について」を公表したほか、これまで御審議いただきました「VFMに関するガイドラインの一部改定及びその解説」を公表させていただくことになろうかと思えます。

その次に、19 ページ相当のところですが、「いわゆる「イコールフットィング」論」というところで、平成 15 年の与党税制改正大綱を踏まえて、「政府は、引き続き P F I に係る税制上の必要な措置のあり方について検討する必要がある。」という御指摘がございました。

これにつきましては、17 年度の税制改正におきまし、B O Tプロジェクトであって、公共体性が強く、民間競合の恐れがないものと、一定の要件を満たすものにつきまして、不動産取得税、固定資産税、都市計画税について課税標準を2分の1とする特例措置を5年の限度で認めていただいております。

その下にまいりまして、20 ページに相当する部分ですが、「政府は、引き続き、講じられている措置や検討の状況のフォローアップを行うとともに、イコールフットィングの実現に向け、必要な措置のさらなる拡充を目指す必要がある。」という御指摘がございました。

こちらにつきましては、平成 16 年に「地方公共団体が P F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況について」というのを公表させていただいております。その中で、それぞれ B T O、B O T ごとに補助金の適用状況がそれぞれ 90% ですか 69% に上がってきているという状況を御報告させていただいております。

その次のページにまいりまして、冊子の 21 ページに相当する部分ですが、「官民間の取引コストの縮減」というところで、公共部門が円滑に P F I の導入を図るために必要な「P F I 導入検討段階から P F I 事業の終了までの手続き」等についての新たな調査・検討、それと P F I に関するデータベースの充実等の御指摘がございました。

これにつきましては、右側に5つ並べておりますけれども、平成 17 年には「地方公共団体における P F I 事業導入の手引き」を公表させていただきます。それと、18 年の 12 月には「P F I アニュアルレポート」を公表しております。それと、平成 18 年から 19 年にかけてでございますけれども、「P F I 導入段階・契約段階・供用開始段階における助言・指導等に関する事業」を実施しております。それと、17 年度の法改正セミナー、これは平成 18 年の 1 月から 3 月に、全国 8 カ所でセミナーを実施しております。それと 17 年の 7 月には、第 1 回の日韓定期 P F I 推進会議を開催しております。

こういった取組を現在までにさせていただいておりますという御紹介でございます。

以上でございます。

○山内会長 ありがとうございます。ということ踏まえて、さっきの法律の附則にありますように、実施状況について検討を行うということですので、11 月ぐらいまでに何をしたらいいかということ皆さんに御意見を願いたいと思えます。フリーディスカッションでいきたいと思えますので、いかがでしょうか。

○C委員 参考資料3のメモとは直接関係ないんですが、今座長がおっしゃられたように、今後の展開ということで、私自身は防災ということにかかわっているんですけども、実は大規模な地震などの災害が起こった後のさまざまな自治体が行う災害対応業務の多くは、通常、行政が行う業務とは全く質の異なった業務がたくさん含まれております。

例えば、神戸の地震のときには、1,000カ所30万人もの避難者に1日2回食事を届け続けるといったような物資の配給とか、5万戸の応急仮設住宅の管理運営、それから、2年で収束をするというときの出ていっていただくまでの手続き、解体・撤去の話、あるいは先般の能登半島地震でも起きたんですが、被災者の方に出さなければいけない罹災証明書の発行というのは、住宅の壊れ具合を見て、全壊だ、半壊だという判定をした上で罹災証明書を出します。それも、例えば保育士さんとか病院の職員とかを総動員しながら、壊れた建物の評価などという、建築の専門家でも普段やらないような業務をこなさなければいけないと。

そういうことをずっと見ておきますと、防災の分野で、PFIといいますか、餅は餅屋、民間のそもそもそういった技術、ノウハウを持ち、業を営んでいらっしゃる方たちとの関係を持つということが、最終的には非常に質の高い防災サービスを被災した国民に提供ができる。もちろん、コスト、事業期間の大幅な削減にもつながるといふふうに強く感じております。

経験則的にあの災害が起きたときに、自治体の職員が、自分たちにはどうにもならないので、大手のパンメーカーにパンを運んでくれよというふうの一部事業をお願いするようなことはあるんですけども、どうしても防災ということになりますと、災害対策基本法の規定の中で、第一義的な責任は市区町村長が負わなければいけないという定めがありまして、どうしても全部行政がやらなければいけない。また、国民の側も、防災対策というのを行政がやらないで民間がやるということになると、いかにも行政が責任を回避しているといったような意識も、ほかの分野ほど民間委託が望ましいんだといったような意識が、行政の側にも、サービスを受ける国民の側にもまだまだ根づいていないといったような段階にはあるんですが、こういった考えを防災の中に取り入れていくべきではないかと思っているんですが、そこで、御専門の先生方がいらっしゃる中で、ぜひそういった分野でもこういう方向性で考えていくことが可能なかどうか。あるいは可能とするためにはどんなことを解決すべきなのか。あるいはPFIの冊子の見直しに当たって、そういった分野での検討も視野に入れていくということを入れることが可能かどうか、そのあたりについて、ぜひ先生方の御意見を教えていただければありがたいなと思っております。

以上です。

○山内部会長 今ここで防災についてPFIがどういうふうな働きをできるかということを具体的に論じることはできないと思うんですけども、敷衍して考えると、今までPFIは使っていなかったけれども、こういうことはPFIの手法を使うと、社会的な意義があるのではないかというような分野についていろいろ議論していくというのは一つの論点

になって、そういう意味では、いつもH先生がおっしゃっているような、例えば土木事業というのもそういう一つに入るのでしょうし、そういったことがなぜできないかというのも論点としては一つあると思います。

ほかにいかがでしょうか。

○F 専門委員 少し議論をするたたき台という形で。

P F I ができて8年目ですか。前回、法律改正して、これから何をやるかと考えるときに、法律改正というのは結果論であるので、法律改正に必要なことを今から考えて検討するという話は、順番が逆かなと思うんですね。P F I というのをよりよい制度にして、公共調達の効率化をするという観点で不断にやっていくという形だと思うんです。いろいろあると思うんですけども、ざっと言いますと6つぐらいあると思うんです。

1つは、事業者選定方式について、もう少し不断にといいますか継続的に、またさらに検討して、特に現行法制とのかかわりの中で、一応今結論が出ているわけですが、さらにどういう形がいいのかという形は、さらに継続的に検討する必要があると思います。

それから、行政財産の活用についても一応法律的な形はできているわけですが、特に公物管理法との関係でいって、これもやはり継続的に検討する必要がある。

3番目に、標準様式、これは諸外国に比べて日本はかなり遅れているわけなので、標準契約書、標準様式の検討が3番目だと思います。

4番目が、民間事業者の形態ですね。今、グループで応募しているわけですが、どのような形で民間事業者、S P Cがどのような事業主体という形で考えるのか。これはここで考えるべきかどうかわかりませんが、特に今、指名停止の問題が非常に多くて、そことP F Iの事業主体との関係をどのような形で考えるのか。これは単なる問題提起という形で。ただ、何かの形で頭の横っちょの方で考える必要があると思います。

5番目が、先ほどおっしゃいましたファイナンスとかS P Cの債権の流動性の問題。

最後は、Value For Money について、今回、一応の改定をするわけですが、これについても少し積み残しがある。

そういうことでいくと、議論のたたき台として6つほど申し上げましたが、こういう形で全体的にP F Iの仕組みが公共調達の効率性をちゃんと担保しているのかどうかという形を全体的にやっていく必要があると思います。

○山内部会長 どれも重要な問題。重いですね。

今日はいろいろな御意見をフリーに出していただくと思いますので、いかがでしょうか、ほかに。

○G 専門委員 項目的にはF先生に賛成です。我が国の実際のP F Iのあり方ですが、P F Iはもはや特殊な事業ではなく、誰でも参加できるビジネス・アズ・ユージュアルになってきて、制度や実務慣行をよりよくするという市場における参加者の熱意がだんだん薄れてきているような気がします。勿論P F Iが普及したという意味では明確な政策効果があったのでしょうか。

やはりこれは、PFI というのを1つの型に入れてしまって、PFI はこんなものなんだという考えが市場で固定化してきたということです。一方この現状は実際の慣行の中から制度的な課題を抽出し、制度のあり方をよりよくするという努力には繋がっていません。例えば入札手続きとか、事業者選定手続き、評価のあり方などのあるべき規範は、さまざま問題や課題がありながらも、それを覆い隠すような格好で実務慣行ができてしまっている。

ここから先は、国が何らかの形でもっとベストプラクティスを探し出して広めるとか、規範をつくるとか、標準化を進めるとか、実務と政策があいまって、よりよいシステムと慣行へと昇華していく過程が必要なのですが、我が国にはこれがないんですね。もう一度積み残しのガイドラインとか規範のあり方、分野別の課題や検討必要項目などをマトリックスにしながら整理すべきだと思います。一方、まだ議論が全く進んでいない分野もある。例えば、直接契約のあり方などです。直接契約の実務慣行は、市場の参加者の努力でかなり進んでいるのですが、それは万人の共通の知見になっていないと共に課題を内在化しています。マーケットの知的レベルが上がっていないわけです。一部の人たちは確かにいい成果を残されて、少しずつマーケットのレベルが上がっているかなと思いますが、残念ながら少数の人たちだけがそれを握っていて、それが国民なり市場の共有財産になっていないわけです。これだと、官民の知的レベルが上がっていきません。こういうのを是正しながら、情報公開を進めて、規範のレベルをもっとアップさせるような行動は、国としてもとれるし、地方公共団体にも同様の動きを促すとか、いろいろなことができるのではないかと思います。国だけでPFIの推進を図ると私は当然思えませんし、地方公共団体とか、実際に参加されている民間の人たちの協力を得ながら、何かまだ一つ、もう少し積極的なアプローチができるのではないかと思います。

まだ11月まで時間もありますから、何が問題なのか、もう一度整理をした上で、どこまでやるのかを検討するべきでしょう。あるいは課題の指摘のみで積み残しになるかもしれません。少なくとも推進委員会でも御議論願いたいのは、基本的な方向性、何をやるのか、どういうマイルストーンでどういう成果物を期待しているのか、その御議論をぜひとも推進委員会でもやっていただきたいと思います。

○山内部会長 そのほかいかがでしょうか。

○A委員 現在、実務において一番問題になっているのが性能発注です。抽象的には性能発注が何かは分かるけれども、具体的にPFI事業を進めていこうとすると一体何なのか、実務的、具体的な点でよくわからない。例えば、性能発注をしようとする場合、要求水準書に一体何を書けばいいのだろうか。性能発注をする場合の契約という点から見た場合に、事業契約という「紙」の部分がありますが、実はこれは「薄皮」の部分にすぎず、契約書の中身の部分、つまり「あんこ」の部分は全部要求水準書に記載されることになるわけです。つまり、民間事業者は、施設を整備して、サービスを提供するわけですが、これらはすべて要求水準書の記載に従いなさいと、こうなるわけです。ですから、要求水準書の記載は、

少なくとも契約内容が特定できるほどに、明確でなければならないということになります。

性能発注するときには、どのような施設整備を求め、どのようなサービスの提供を求め、それを要求水準書に記載し、それを提供する具体的な手段・方法について、民間事業者から提案を受けるわけですから、民間事業者が提案を出来るほどに、相当程度詳細に、要求水準書が作り込まれている必要があるということで、PFI 推進室に御尽力いただいて、去年の11月22日の関係各省の申合せができて、日本型の「競争的対話」の手続きを導入するところまでは制度的な準備は済みました。発注者だけではなかなか準備できない要求水準の詳細については、競争的対話で補っていくということになりました。この「競争的対話」の手続きが実際にどの程度友好的なものになるかは、これから実際に試してみることになるわけですが、この「競争的対話」をすることはなかなか難しい、というか、少なくとも競争的対話という手続きを遣らないと複雑な案件では優れた提案を受けることができない、というような理解にあまりなっていない。

イギリスのようにネゴシエーティッド・プロセスの手続きの過程で、応募者にいわゆる「ベスト&ファイナル」の提案を準備させるのであれば、落札者が決定した以降に施設と運営業務についての契約協議をする必要はないと考えております。現在の手続きでは、事前に施設設計も運営に関する業務設計のための協議もすることなく、応募者が提案書を作成しておりますので、当然落札者を決めた後、発注者との協議を行う必要が必要とされるのです。

このような遣り方には2つ問題があって、1つは、契約協議の中で当然提案内容が変更されることになるわけですが、その結果、契約協議後の事業内容と提案金額との間の平仄が取れなくなってしまうという点です。というのは、提案金額は要求水準を基にして見積もられているわけではなくて、提案図書や仕様を基にしていますから、提案内容を変えれば当然提案金額との間にずれが出てくる。これが1点目の大きなポイント。

2点目は、先ほどDさんとも話しておりましたが、公共事業におけるリスクファクターごとの金額の積み上げ等々がないものだから、リスク移転の金額換算といっても難しい。また、モニタリングの項目について、数値的なデータが全く残っていないので、減額をしようにも合理的な基準や金額を提示することが困難なわけです。要求水準から直接モニタリングの項目を抽出しようとしても、そのバックアップとなる要求水準の数値的な裏づけとなっているデータがないと、これを準備することが難しい。だから、どうしたって提案にかかわる仕様とマニュアルの関連でモニタリングの項目を決めていくことになります。そこでも、またポスト・アプレイザルの段階でのずれが出てくることになります。

そもそも手続きを始める最初の段階で要求水準の内容を明確にすることが今の手続の中で十分にできない、あるいはしていないがゆえに、契約締結後の業務設計についての協議が非常に重要になっております。提案時に十分な協議なしに業務設計を行っておりますので、こうした協議を行わない限り、運営が開始されたときの運営業務と発注者の期待との間のずれが大きく、これが運営型PFI事業を難しくしております。言葉を替えると、提案時の

事業計画と、契約時の事業計画と、それから、病院の場合だと、開院前事業計画と言っているんですけども、通常の実業ですと事業開始時の事業計画とは、異なるということを理解しておかなければなりません。そして、一般論としては、運営の比重が高ければ高いほど、そのずれが大きいと考えられます。それが応募者の負担に全部のしかかっているというのが現状における問題なのです。

ですから、そういうふうにして見れば、解決すべき問題点は数多く残されており、先ほどもおっしゃっておられたように、現制度の中でPFIの抱える問題だけが突出して大きいわけというものでなくて、現行の公共工事の中で、同様の問題を解決するためにいろいろな工夫がなされている。それとの整合性をとっていくことによって、PFIの課題もある程度は解決できると考えております。今私が申し上げた点について言うと、こうした観点からの問題点とその解決策の整理もされていないのではないかと思いますので、できれば、こうしたところの整理をつけることが重要であり、かつこれが課題解決のキーになってくるだろうと思っています。

○山内部会長 ありがとうございます。

○H専門委員 今、A先生にもお話しになっていましたリスクの話が一番メインのはずなのに、どちらかといえば、やらなければだめですねという記述で今までいろいろなところで終わってきていると思うんですね。リスクに関するガイドラインも、基本的に決まったら、分担はどっちがいいですかというような形のことはあそこでは書いてあるんだけど、その前のリスクは何なのかということから、計量する話だとか、どうやってマネジメントしたらいいのかという話のところも入っていないのではないかなと。だから、決まった典型的なもの、官がとる、民がとるという形は一応書いてあるんですけども、その中で、一連のリスク分析にかかわる、どこまでいくのかわかりませんが、マネジメントを含めたガイドラインだとかというのは、個々の市町村なんかで取り組める話では全くないと思いますので、やはり何らかの形でこういう委員会で検討して見解を示し、できれば、完全なものができるかどうかかわかりませんが、少なくとも以前よりは改善できるようなマニュアル、パッケージ的な話というような形も考えていくのが必要ではないかと思います。

もう一つ、これまでいろいろな形で内閣府の方も調査されていると思うんですが、明らかにタラソだとか何かみたいな顕在化したのはもうわかってはいるんですけども、それ以外にもいろいろなリスクが、それこそイベントが発生している部分だと思うんですね。伝えられるところと伝えられないところ、両方あると思いますけれども。あるいはイギリスなんかでもいろいろなところが出てきていますけれども、一番確実なリスクのアイデンティフィケーションは、過去のリスクが何であったのかということを知ることだと思うんですね。そこに関してもう少し国内のはどういふことがあるかというのを、各市町村に聞いたとしても、日本の場合は、どちらかといえば、リスクがあったということは落ち度的に考えられる方が多いので、なかなかレポートが来ない。ところが、ハイウェイエージェンシーなんかは、レポートをする義務を課しているんですね。そういうところで認識の

違いもあるのではないかと思いますけれども、そういうことが何らかの形で調査できればいいのではないかというふうに考えます。

もう一つは、いわゆるトランザクションコストの話なんですけど、一体どれぐらい時間だとか経費がかかっているのかというのが明らかでないと思いますので、当然立ち上げの段階では莫大な金額がかかっているかも知りませんが、これだけ時間がたってきているわけですから、ある程度落ち着いてきているかなと思いますので、それについても何らかの調査があってもいいのではないかというふうに考えています。

○A委員 私とH先生の間の認識に違いがないことの確認なのですが、H先生から以前貴重な資料を頂戴し、イギリスではPFI案件を進める前にリスクのワークショップという手続きを行い、当該案件について那边にリスクがあるかということに関係者や専門家が集まって検討しているというお話をお伺いしました。日本のPFIの場合も、事前の検討の中でこれと同様のことをやっているのですが、その検討結果が必ずしも明らかにされていない。どこにリスクがあるのか、それに対しどのように対応することが考えられるのかということについて、通常要求水準書にも書いておりません。要求水準書は契約書の重要な一部という意味で、契約書の「あんこ」の部分という言い方もできるんですが、事業者に対して事業内容を開示することによって、事業に参加するかという意思決定をしていただくときのベースの資料なので、本来そういうところにリスク・ファクターを開示すべきだと私は思っております。ですから、先ほど座長がおっしゃったように、11月までの中に、ここの論点について、それぞれの中身の検討にまでは恐らく入れないのかもしれませんが、何がどういうふうに不足しているのかという議論だけでも整理して、一覧表にでも纏めればどうかと思っております。

○山内部会長 確かに時間がありそうでない。何をやらなければいけないというところを詰めるぐらいなのかもしれないですね。

そのほかいかがでしょうか。

大体時間になってまいりましたので、皆さんの今日の御意見を伺って、別にここで何かを決めるという必要はないかと思いますので、事務局の方でまとめていただいて、どんなことが可能なのかということ。29日の委員会のときにもう少し御議論いただいて、方向性を出していただくということになろうかと思います。

事務局の方から最後に連絡事項は何かございますでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、次回以降の日程につきましては別途調整をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山内部会長 どうもありがとうございました。

それでは、大体時間となりましたので、本日の会議はこれで閉会とさせていただきます。最後まで熱心に御議論いただきまして、どうもありがとうございました。

—以上—